

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

全国トップレベルの実績と共に先進モデルとして認知されてきたS.S.F.の支援実践

**社会的に孤立する若者へのアプローチと
ネットワーク活用型支援を実践した佐賀県における
全国トップレベルの実績は若年無業問題の
社会的な改善をもたらしている！**

～社会的な変化(結果)から実証されたS.S.F.によるアウトリーチ活動の有用性～





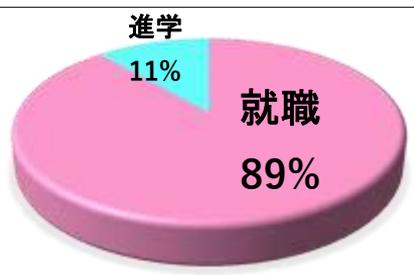
若年無業者数減少率N0.2に象徴されるアウトリーチ型の佐賀サポステの有効性

～専門性の高いアウトリーチノウハウによって可能となった「社会的ひきこもり」等社会的に孤立する若者の支援への誘導と伴走型の自立支援～

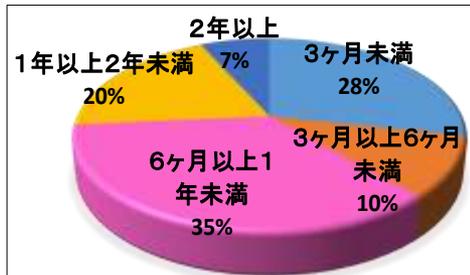
佐賀県におけるサポステの進路決定者数の推移

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	計
進路決定者	27	130	256	256	314	396	334	460	414	306	159	3052

【H28年度の進路決定内訳】



【H28年度進路決定までの期間】



H26年度以降は仮登録制度等入口段階でのアウトリーチ対象者の除外等関連制度との徹底的な棲み分けが求められた他、実績カウント方法の変更等で、佐賀県のサポステが最も不利な影響を受けている。名目上の実績が押し下げられているが、実際は、数字上は表現されていない相談件数や就職等進路決定実績が大幅に増加。

全国のサポステとの比較

アウトリーチの有効性は明らか！

アウトリーチ対象者が全体の4～6割！

- 22年度 (10月～4月) 進路決定者数全国1位 (6か月後)
- 23年度 (4月～10月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 24年度 (4月～1月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 25年度 (4月～3月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 26年度 (4月～3月) 進路決定者数全国3位 (当該月)
- 27年度 (4月～3月) 進路決定者数全国2位 (当該月)
- 28年度 (4月～9月) 進路決定者数全国64位 (!?) (当該月)

※26年度から実施された事業スキームの大幅な変更はアウトリーチを用い重篤な状態にある若者を支援し実績をあげてきた佐賀県の実績に深刻な影響を及ぼした。S.S.F. 本事業による無償での支援や佐賀県及び佐賀市による補完事業の創出によりバックアップされているため、就職者数等の多くはサポステではなく他施策でのカウントとなっている。

【佐賀県における若年無業者数(総務省就業構造基本調査)】

H19年4,900名(2.5%)⇒H24年3,400名(2.0%)⇒H29年3,100名(2.0%) ※1,800名の減少

全国的に高止まりが続く中、佐賀県では「若年無業者」が減少！（改善率はH24年全国2位⇒H29年全国4位）

アウトリーチと重層的な支援ネットワークを活用した多面的援助アプローチが有効に機能している



 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

**S.S.F.はH25年度以降のみで
全国2,990ヵ所からの講師派遣及び
視察受入要請に応える等公益重視の活動を展開**

～佐賀県及び佐賀市発の取組は全国において先進モデルの一つに位置づけられている！～



全国トップベルの実績を有するS.S.F.のアウトリーチノウハウを基軸とした革新的取組

～先進モデルとして全国から注目を浴びる「佐賀県」「佐賀市」がリードする自治体とS.S.F.との協働による自立支援～



ニート
64万人



NHKプロフェッショナル仕事の流儀の反響は大きく放映後、全国各地から相談が殺到！前年度実績から1万件以上の高い伸び！

課題解決ドキュメント ふるさとグングリ！
ひきこもりの若者を救いたい～長崎・五島市福江島～
NHKG 2017年11月19日（日）午前10時15分～10時58分

TVシンポジウム
孤立大国ニッポン
私たちは何をすべきか
2018年12月15日(土)午後2時～ 生中継 放送

出演：神野 直彦 (日本社会事業大学学長)
藤部 麗子 (豊中市社会福祉協議会副会長 豊中市生涯学習課長 CWV)
谷口 仁史 (NPOスチューデントサポート・フェイス 代表理事)
近藤 恒夫 (日本ダルク 代表)

TVシンポジウム
孤立大国ニッポン
私たちは何をすべきか
2018年12月15日(土)午後2時～ 生中継 放送

TVシンポジウム
ひきこもり115万人
～人を大切にする社会に～

偏見 非正規 社会構造
ソーシャルネットワーク 不寛容

TVシンポジウム
ひきこもり115万人
～人を大切にする社会に～

TVシンポジウム
ひきこもり115万人
～人を大切にする社会に～

新聞各紙は勿論のことNHK全国放送でもほぼ毎年取り上げられているS.S.F.の相談活動

 **アウトリーチ(訪問支援)と重層的な支援ネットワークを
活用した多面的アプローチ**

～社会的孤立・排除を生まない総合的な支援体制の確立に向けて～

佐賀県の取組に大きな影響を与えたH25年度の行革と喫緊に解決すべき課題

**子ども・若者支援分野の改革に向け一石を投じた
H25年度行政改革推進会議「秋のレビュー」とその後に
発生した副作用を払拭するには現場からの発信と
地方自治体における対策が不可欠**

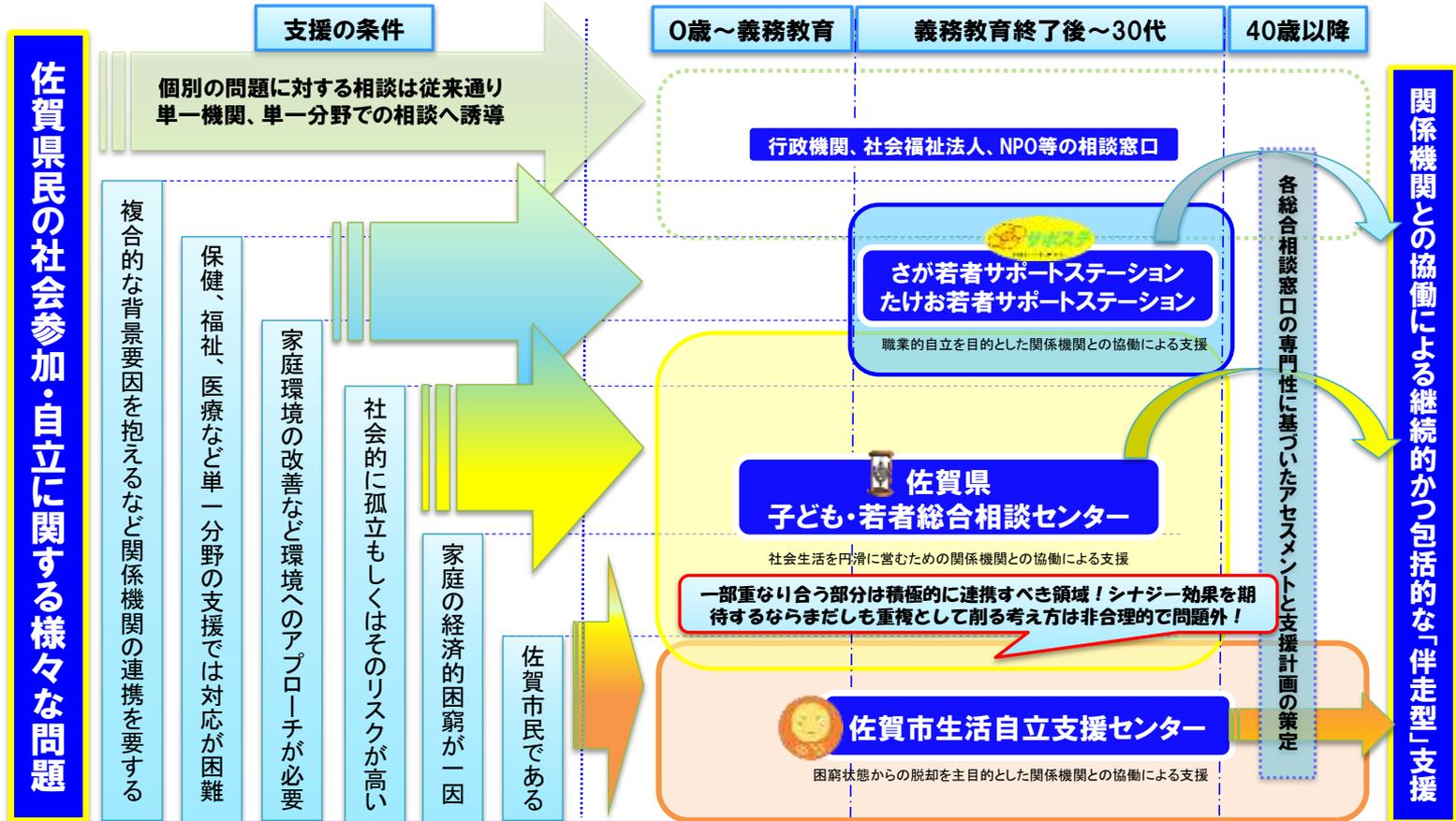
～行革の本来目的の達成のためには財源論だけでなく当事者の「声」を加味した議論と現場からの具体案が必須！～





支援対象者の状態(所属する環境等を含む)によって適切に役割分担を行い、かつ、支援段階に応じて積極的な連携を図ることで各相談窓口の効果性を最大限高めることができる

平成25年度行政改革推進会議秋のレビューが出る前までの支援の条件と各相談窓口との関係



※地域若者サポートステーション事業によって整えられる支援機能とネットワークが関連事業を推進する上においても必須

※支援対象となる若者にとっても職業的自立を支援するサポステの位置づけは相談に対する抵抗感を低める上で重要

地域若者サポートステーション事業、生活困窮者自立支援制度、ひきこもり地域支援センター等重複排除の運用ルールによって本県では結果的に対応できないケースが増加するリスクが生じている！
受付段階の形式主義的手続によって制度の狭間に陥る「ひきこもり」等の当事者」



行政改革推進会議「秋のレビュー」における評価者の指摘に対する誤った解釈から本来の支援機能を失うリスクを抱えてしまった地域若者サポートステーション事業
～サポステの在り方の検討には「若者支援分野の有識者・実務者」を加えた徹底的な議論が不可欠～

※注)本スライドは
H26年度当初作成したもの

行政改革推進会議「秋のレビュー」

若者就職支援に関する事業

(地域若者サポートステーション関連事業)

とりまとめ

「若者就職支援に関する事業(地域若者サポートステーション関連事業)」

地域若者サポートステーション関連事業については、対象や地方自治体等との役割分担が明確ではなく、また、事業の有効性、費用対効果に関しての説得的な分析もなされておらず、PDCAサイクルの活用による適切な事業運営が行われているとは言いがたい。今後、各サポステの実績の把握・評価やサポステ卒業者の就労状況やその後の継続性についての把握等に取り組むべきではないか。

本事業以外にも地方自治体及び民間による取組、生活困窮者自立促進支援の枠組みづくりが進められている中、事業は有効とは言いがたく、事業に終期を設けるなど事業の出口戦略が必要ではないか。さらに学校連携事業については、ニート予備軍をサポステに誘導するような内容となっており見直しが必要ではないか。

「秋のレビュー」を受けてサポステ事業の予算は大幅に削減された上に若者支援5原則に反する制約が課せられている

① 予算の急激かつ大幅な減額

サポステ1か所当たり9,187,000円～16,967,000円(前年度の事業費の約23%～55%)が減額された。運営団体によっては職員を解雇せざるを得ず支援員が半分以下になった所や支援事業自体から撤退する動きも出てきている。

② 相談の入り口段階からの区分け(「縦割り」への逆行)

重複の排除という観点から、ひきこもりは「ひきこもり地域支援センター」、経済的問題は「生活困窮者自立支援法に係る窓口」とされ、入り口段階で厳格に区分けするように要求されている。当該窓口がない地域も多く支援が受けられない若者が出ている。

③ 中退リスクが高い生徒であっても在校生は支援の対象外

「学校連携推進事業は学校の本来機能を侵害する」という評価者の指摘でたとえ学校側がSOSを出した完全不登校生徒等であっても在學生は支援してはならないとされニートの状態に至る前、社会的孤立に至る前の未然防止の支援が困難な状態に。

④ 自宅等へのアウトリーチの実質上の禁止

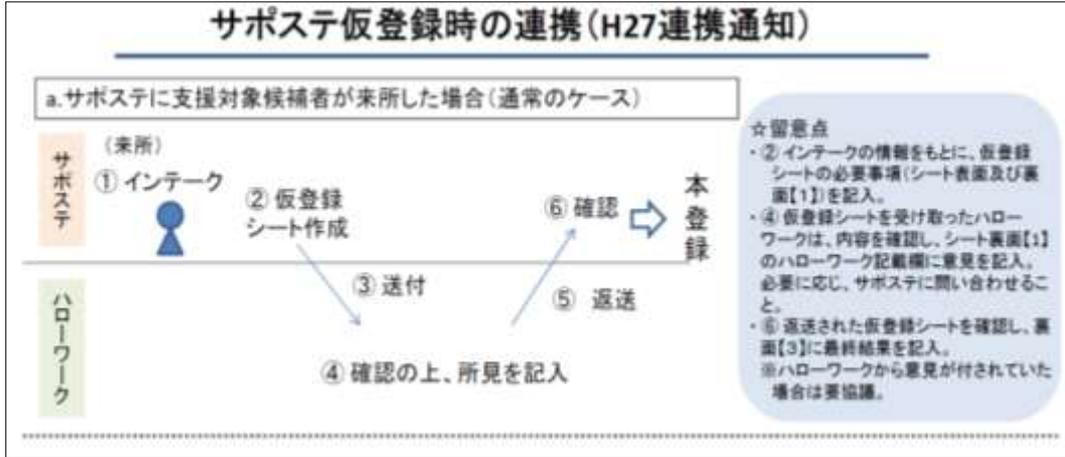
利用者の就労意識を表現するレベルデータが評価に用いられたため、その状態像に対する誤解が生じ、対人面、メンタル面、環境面等の複合的な問題を抱える利用者に対しては困窮者支援等の枠組で対応するように求められ、ニーズも高く効果も実証されているサポステでの自宅へのアウトリーチが実行できない状況に。

予算を大幅に削られた上に工夫の余地を奪う制限がかけられた状態では本来の相談ニーズに応えられない

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

「連携」と称して「すみ分け」を求めサポステに義務化された「仮登録制度」



【仮登録シート】

【全国各地で湧き上がる当事者の『疑問の声』の要約】

「サポステの支援が受けたくて来たのに何でハローワークへの申請や許可がいるの？」
「別の窓口からサポステに行った方が良くと紹介されたのにまた『たらい回し』なの？」
「引きこもってしまっている息子はこんな手続きなんてできない！排除する気なの？」
「本人が来ないと本登録できないので保護者の相談は受けられないと断られた！ヒドイ！」
「中退予定だけど在学中を理由にサポステでの相談が受けられないって意味不明！」
「近くにひきこもり地域支援センターないのにどうしろというのか？」
「生活困窮者自立支援制度の窓口では世帯の収入状況の確認が必要と言われた。何で就労支援を求めているのに親兄弟の収入まで言わなきゃいけないの？」
「サポステに所属するキャリアコンサルタントに相談したいのに何で経済困窮を理由に生活困窮者自立支援制度の窓口に戻されるのか？」
「他機関に回された上に就労段階に来たらまたこんな手続きさせられるの？」
「ワンストップ窓口って書いてあったのにそれって嘘なの？」

※参議院厚生労働委員会、人材開発統括官付参事官等の尽力でH30年度から廃止に！

「次世代にツケを回さない」観点から行革による効率化は極めて重要だが・・・
支援対象者である当事者の理解を得られない方法は行政不信を生むリスク大！

合理的とは言えない申請手続に加え互換性のないオンライン管理の帳票類等が課せられることで事務作業量が膨大に増加し、相談支援の時間が大幅に削られる事態に！

当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルール

～「重複排除」の論理は「縦割り」への逆行と形式主義につながる！間口を広くしその後の「連携協力」！こそ重要～

【サポステの対象外となった若者が別窓口で一連の支援を受けるために必要な帳票類の実例】

支援対象者の自己決定権等を尊重するため、事業評価・適正化のために同意書名は重要な手続でもあるが、「誰にも知られたくない」という気持ちや当事者の心理的特性等にも徹底的な配慮が必要！

氏名、年齢、生年月日、性別、電話番号、住所、就職先、家族問題、不登校、引きこもり、非行、虐待、ドメスティック・バイオレンス、介護問題、病気、健康、障害、収入や生活費、資産、債務、税金や公共料金の滞納状況、主訴、解決したい課題、目標、プラン、モニタリング、就労内容、家族の収入…

【秘匿性の高い情報に関して「関係機関との情報共有に承諾」を求める「同意署名」が複数回必須】

【アウトリーチ対象者の実態】

修学時の不適応経験(97.2%)、いじめ被害を含む対人関係のトラブルをきっかけ(88.1%)、精神疾患疑い含む(50%)、発達障害疑い含む(40.9%)、家庭内暴力(40.3%)、依存行動(47.7%)、複数の支援機関の利用経験(63.1%)、相談支援に不信感、拒絶感を持つ当事者(61.4%)…

※厚労省側から2号要件等で自治体に裁量が与えられていることに留意！

生活保護のように現金給付がない制度にも関わらず就労準備支援事業(居場所活動や就労体験等)等法定支援を受けるためにはさらに本人以外の家族の収入および預貯金を記載した「資産収入申告書」の提出が一部自治体によっては課されている！

多重に困難を抱え傷つき疲弊し、人間不信、社会不信に陥っている若者等が煩雑化した申請を行ってまで相談支援を受けることができるのか？



当事者の相談行動を阻む煩雑化した申込手続や個人情報の運用ルールの改善

～「現場で縦割り、形式主義を突破！」当事者にとっての利便性を追求した佐賀県における「一括同意方式」～

複合的な困難を抱える世帯の場合、近年、煩雑化の傾向が顕著な申請方法では、各相談支援事業の利用申込の段階で数十枚の手続書類が必要になる場合も！

国、県、市、関係各課の協力を得て実現した「一括同意方式」による相談者にとっての利便性の向上

S.S.Fが社会参加・自立に向けて必要となる関連事業を受託・集約することで可能となった一括での申し込み！

本相談窓口をご利用頂くに当たってのお願い

本相談窓口は、ワンストップ型の相談サービスを提供するため、行政からの委託事業を集約する形で運営されています。本書裏面に説明させて頂く各相談支援事業内容についてご理解頂き、受託・運営団体である「特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイス（以下、「S.S.F」と略記。）」より、ご提案させて頂く支援プランにご承諾頂く場合は、下記様式にて、お申込み下さい。

本申込書は、各相談支援事業が必要となる手続書類と皆様からお預りする個人情報の取り扱いに関する同意書を兼ねています。別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」を基にS.S.Fよりご説明させて頂く各事業における運用方針についてご理解頂いた場合にご署名下さい。なお、支援プランの変更については相談員が承りますのでお申し付けください。

相談支援サービス申込書兼個人情報の取り扱いに関する同意書

私は、本書裏面「事業内容一覧」に記載する事業内容についての説明を受け、S.S.Fより提案された支援プランについて同意します。その際、各事業において必要となる利用申込書及び同意書については、本書にて一括で申し込みを行います。また、別紙「個人情報に関する管理・取扱規程」について、説明を受けた上で、連携が必要となる関係機関（者）との情報共有に関して同意します。

相談者名 (ご署名)	フリガナ	利用申込日	年 月 日
生年月日	西暦 年 月 日 (歳)	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> ()
相談者	氏名	相談者との関係	<input type="checkbox"/> ご本人
	連絡先		<input type="checkbox"/> ご家族 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
住所	〒		
連絡先	固定電話	E-mail	パソコン
	携帯電話		携帯電話
緊急連絡先	氏名	相談者との関係	<input type="checkbox"/> ご家族 (続柄) <input type="checkbox"/> その他 ()
	連絡先		

ご相談されたこととご配慮を希望されることを具体的に記入下さい。

※厚生労働省 人材開発統括官付参事官(若年者・キャリア形成支援担当)及び社会・援護局地域福祉課 生活困窮者自立支援室長の英断によって実現！

事業内容一覧	除外
1. 佐賀県子ども・若者総合相談センター事業 (委託者:佐賀県男女共同参画課、こども局こども未来課)	<input type="checkbox"/>
平成22年に施行された「子ども・若者育成支援促進法」に基づく取組として、佐賀県が開設している総合相談窓口で、社会生活支援(法第22条)を担った子ども・若者やそのご家族に対する総合的な支援を行います。S.S.Fは当該センターの委託を受ける他、「指定支援機関(法第22条)」として事業の実施に当たります。	
2. 佐賀県生活困窮者自立支援事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
平成17年に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づく取組として、佐賀県が開設している窓口で、さまざまな理由で経済的困窮に陥り生活困難を抱えている子ども・若者やそのご家族に対する総合的な支援を行います。「佐賀県生活困窮者自立支援センター」では、専門の相談員が問題の解決に向けて一貫し働き、状況に応じた支援策の立案や実施に当たります。	
3. 生活困窮者就労準備支援事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
佐賀県生活自立支援センターで相談をお受けした方の中から、直ちに就労が困難な方に対しては、6月から1年の期間で、プログラムに沿って、一貫した支援を受けながら就労に向けた支援や就労準備の提供を行います。本事業における支援を受ける際に必要な支援プランに対する同意書については変更のご希望がない場合は利用可能とさせていただきます。	
4. 生活困窮者学習支援事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
生活困窮者に対する子ども・若者の学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と交流し活動ができる場所づくり、進学に関する支援、高校進学後の進路に関する支援等、子ども・若者とご家族の状況に応じた支援を行います。佐賀県で生活保護受給者施設に開設して実施の事業を指していただきます。	
5. 佐賀県青少年センター子ども・若者相談支援委託事業(委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
佐賀県青少年センターの施設に併設した相談窓口で、子ども・若者やご家族が抱えている生活困難を解消するための様々な相談の提供を行います。また、青少年支援センターの施設に併設した相談窓口で、子ども・若者やご家族が抱えている生活困難を解消するための様々な相談の提供を行います。また、青少年支援センターの施設に併設した相談窓口で、子ども・若者やご家族が抱えている生活困難を解消するための様々な相談の提供を行います。	
6. 佐賀県ひきこもり地域支援センター事業 (委託者:佐賀県健康福祉部健康増進課)	<input type="checkbox"/>
ひきこもり状態にある若者やご家族の相談を受けることとを目的に佐賀県が平成24年度より実施する委託事業で、ひきこもりに悩む若者やご家族の相談窓口として年額100万円の委託費を、アウトリーチ型などによる相談をおこないます。支援コーディネーターを中心に地域における活動の拠点としての役割を担います。	
7. 地域若者サポートステーション事業(委託者:佐賀県労働局)	<input type="checkbox"/>
地域若者サポートステーションでは、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対して、キャリアコンサルティングなどによる専門的な相談、キャリアコンサルティング機能によるステップアップ、職業訓練への就職相談など、個別に相談を実施いたします。就職したい方は、就職サポートを希望する方に設置されています。本事業の運営上の必要性から厚生労働省、若者自立支援中央センターとの情報共有が行われます。	
8. 地域若者サポートステーションとの連携による子ども・若者寄り添い支援事業 (委託者:佐賀県男女共同参画課、こども局こども未来課)	<input type="checkbox"/>
平成22年に施行された「子ども・若者育成支援促進法」に基づく取組として、佐賀県が開設している総合相談窓口で、子ども・若者やご家族が抱えている生活困難を解消するための様々な相談の提供を行います。また、青少年支援センターの施設に併設した相談窓口で、子ども・若者やご家族が抱えている生活困難を解消するための様々な相談の提供を行います。	
9. 地域若者サポートステーション併設若者自立支援センター事業 (委託者:佐賀県男女共同参画課、こども局こども未来課)	<input type="checkbox"/>
一定の時期にある若者の総合相談・支援窓口である「若者サポートステーション」、「若者自立支援センター」において、心身のケアが必要な支援対象者に対して、臨床心理士による心理カウンセリングを行うことにより、若者の効果的な自立支援を行います。効果が顕著な若者やご家族に対しては、臨床心理士による心理カウンセリングを行います。	
10. 幼幼支援による学校復帰サポート事業(委託者:佐賀県教育庁学校教育課)	<input type="checkbox"/>
幼幼支援事業は、実務にコーディネーターとなる専任職員を配置すると共に、学校復帰が困難な不登校児童生徒等に対し、訪問支援等の個別支援を行う訪問支援員との連携の下、学校復帰を目指した支援を行います。学校や教育委員会からの支援要請を受け、臨床心理士や家庭教師等の訪問支援員が中心となって実施いたします。実施内容は、佐賀県教育庁のホームページに掲載しております。	
11. 不登校児童生徒支援事業 (委託者:佐賀県)	<input type="checkbox"/>
不登校児童生徒を支援対象とした児童福祉法上の自立支援事業で、小中学校に22名の専任の支援員を配置し、相談支援を実施します。また、完全不登校の状態やひきこもりの状態にある児童生徒に対しては、ICTを活用した通学での学習支援に加え、S.S.Fの職員が訪問支援を実施し従来よりも早い段階での自立支援につなげていきます。	
関連して利用可能な相談支援事業	除外希望
労働者派遣事業(委託者:佐賀県労働局)	<input type="checkbox"/>
労働者派遣事業は、労働者派遣法に基づき、労働者を派遣する事業です。本事業は、労働者派遣法に基づき、労働者を派遣する事業です。	
労働者派遣事業(委託者:佐賀県労働局)	<input type="checkbox"/>
労働者派遣事業は、労働者派遣法に基づき、労働者を派遣する事業です。本事業は、労働者派遣法に基づき、労働者を派遣する事業です。	
労働者派遣事業(委託者:佐賀県労働局)	<input type="checkbox"/>
労働者派遣事業は、労働者派遣法に基づき、労働者を派遣する事業です。本事業は、労働者派遣法に基づき、労働者を派遣する事業です。	

S.S.Fが受託運営あるいは関与する16事業の委託者及び事業説明が記載。

相談内容に関係のない事業は自動的に除外もしくは希望に応じて除外できる仕組み

各事業において必要となる利用申込書及び個人情報取り扱いに関する同意書が本書にて一括で手続ができる！当事者の負担軽減だけでなく、個人の意思がしっかりと表明できるよう配慮！

現場から「縦割り」「形式主義」の突破を図った佐賀県における「一括同意方式」実現の背景には、社会問題に真摯に向き合う行政・民間双方の強い思い！